

五 第十六條第二項又は第三項の規定に違反した者

六 第十九條第三項の規定による業務の停止命令に違反した者

第二十五條 左各号の一に該当する者は、五十円以下の罰金に處する。

一 第十四條第二項に規定する事項につき、その届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

二 第十四條第三項の規定に違反した者

三 第十七條第一項(第二十二條で準用する場合を含む)の規定による厚生大臣又は都道府県知事の要求があつた場合に、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第十四條第二項(第二十二條で準用する場合を含む)の規定による立入、検査、質問又は取去を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第二十一條(第二十二條で準用する場合を含む)の規定に違反した者

第二十六條 法人の代表者又は法人他の従業員が、その法人又は人の業務に關して、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業員が当該違反行為を防止するため、その業務について相當の注意及び監督が盡されたこととの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

(毒物劇物営業取締法の廃止)

二 毒物劇物営業取締法(昭和二十二年法律第二百六号)以下「旧法」といふは、廃止する。

(経過規定)

三 この法律の施行の際、現に旧法の規定により許可府署を受けて事務に關して、又はその許可府署を受けて毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者については、この法律の施行の日から一年を限り、それぞれこの法律による毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録があるものとみなす。

四 毒物劇物営業取締法施行規則(昭和二十二年厚生省令第百三十八号)第四條の事業試験人試験に合格した者は、第八條の毒物劇物取扱者試験に合格した者となす。

五 この法律の施行の際、現に旧法の規定により表示されたいる毒物又は劇物については、この法律の施行の日から一年を限り、この法律の規定による表示がなされるものとみなす。

六 この法律の施行の際、現に旧法第十條第二項の規定により保存されている文書の保存については、なお従前の例による。

七 この法律の施行前、旧法の規定により、毒物劇物営業を営んでいる者について、上條分を認めるものは、この法律に相當規定のあるものは、この法律の当該規定によつてした処分その他の行為となす。

八 この法律の施行前になされた違反行為に対する罰則の適用については、この法律の施行後、旧法によるその効力を有する。

九 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第五号を次のように改める。

五十 毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を行い、その登録を取り消し、及び營業の停止を命ずること。

第二十九條第一項の表裏事審議会の項目的の欄中「再審査を行うこと」と「罰則審査法(昭和二十五年法律第三百三十三号)に定める事項」について厚生大臣に建議すること。に改める。

第三十條の一部を次のように改正する。

第七條中「並び近区委員その他要事に關して」及び「この法律に規定する交事に關し、又は毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三十三号)に定める事項に關して」に改め

別表第一

一 黄質、硫化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤

二 タラール及びこれ含有する製剤

三 シアン化合物及びこれ含有する製剤。但し、ベルリン青、黄血塩、赤血塩、ロマンン化合物及び石炭素基並びにこれらのいずれかを含有する製剤を除く。

四 水銀化合物及びこれ含有する製剤。但し、朱、甘草、黄色ヨード水、オレイン酸水銀、白降氷、雷水及びこれらのいずれかを含有する製剤を除く。

五 セレン化合物及びこれ含有する製剤

六 エチル鉛

七 ニコチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。但し、ニコチンとして一〇%以下を含有するものを除く。

八 砒素、その化合物及びこれらのいずれかを含有する製剤

九 砒化水素酸

十 モルブデン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤

別表第二

一 重硝酸塩類

二 アンモニウム、その化合物、重硝酸塩類、但し、炭酸硝酸鉛及び雷硝酸鉛を除く。

三 アンチモン、その化合物及びこれ含有する製剤。但し、金硫黄を除く。

四 アンモニア水。但し、アンモニア一〇%以下を含有するものを除く。

五 水素化合物及びこれ含有するものを除く。

六 水素一〇%以下を含有するものを除く。

七 塩素化合物及びこれ含有するものを除く。但し、爆発薬を除く。

八 過酸化水素含有する製剤。但し、過酸化水素一・三%以下を含有するものを除く。

九 過酸化ソーダ及びこれ含有する製剤。但し、過酸化ナトリウム五%以下を含有するものを除く。

十 苛性ソーダ及びこれ含有する製剤。但し、水化カリウム五%以下を含有するものを除く。

十一 苛性ソーダ及びこれ含有する製剤。但し、水化ナトリウム五%以下を含有するものを除く。

十二 カドミウム化合物

十三 可溶性ランタン化合物及びこれ含有する製剤

十四 カリウム

十五 甘汞及びこれ含有する製剤

十六 金の無機塩類。但し、塩化銀及び雷硝酸を除く。

十七 銀の無機塩類。但し、塩化銀及び雷硝酸を除く。

十八 クロム酸塩類、重クロム酸塩類、無水クロム酸及びこれらのいずれかを含有する製剤

十九 タルルエチル

二十 クロム酸類

二十一 クロルピクリン及びこれ含有する製剤

二十二 クロロホルム

二十三 砒化水素酸塩類

二十四 砒酸及びこれ含有するものを除く。但し、砒酸として一〇%以下を含有するものを除く。

二十五 四塩化砒及びこれ含有する製剤

二十六 じまの末

二十七 スルホナル、メチルスルホナル及びこれらのいずれかを含有する製剤

二十八 石炭酸及びこれ含有する製剤。但し、石炭酸五%以下を含有するものを除く。

二十九 硝酸及びこれ含有するものを除く。但し、硝酸一〇%以下を含有するものを除く。

三十 銅酸。但し、雷硝酸を除く。

三十一 トルルエチル、その化合物及びこれ含有するものを除く。

三十二 銅酸。但し、雷硝酸を除く。

三十三 ナトリウム

三十四 鉛化合物。但し、鉛丹、硝酸鉛白及び四エチル鉛を除く。

三十五 ニコチンとして一〇%以下を含有する製剤

三十六 ニトロベンゾール

三十七 二硫化砒及びこれ含有する製剤

三十八 炭酸砒

三十九 バリウム化合物。但し、硫酸バリウムを除く。

四十 パラアミン、その化合物及びこれ含有するものを除く。

四十一 ピクリン酸及びその塩類。但し、爆発薬を除く。

三十一 クロルピクリン及びこれ含有する製剤

三十二 クロロホルム

三十三 砒化水素酸塩類

三十四 砒酸及びこれ含有するものを除く。但し、砒酸として一〇%以下を含有するものを除く。

三十五 四塩化砒及びこれ含有する製剤

三十六 じまの末

三十七 スルホナル、メチルスルホナル及びこれらのいずれかを含有する製剤

三十八 石炭酸及びこれ含有する製剤。但し、石炭酸五%以下を含有するものを除く。

三十九 硝酸及びこれ含有するものを除く。但し、硝酸一〇%以下を含有するものを除く。

四十 銅酸。但し、雷硝酸を除く。

四十一 トルルエチル、その化合物及びこれ含有するものを除く。

四十二 銅酸。但し、雷硝酸を除く。

四十三 ナトリウム

四十四 鉛化合物。但し、鉛丹、硝酸鉛白及び四エチル鉛を除く。

四十五 ニコチンとして一〇%以下を含有する製剤

四十六 ニトロベンゾール

四十七 二硫化砒及びこれ含有する製剤

四十八 炭酸砒

四十九 バリウム化合物。但し、硫酸バリウムを除く。

五十 パラアミン、その化合物及びこれ含有するものを除く。

五十一 ピクリン酸及びその塩類。但し、爆発薬を除く。

三十一 クロルピクリン及びこれ含有する製剤

三十二 クロロホルム

三十三 砒化水素酸塩類

三十四 砒酸及びこれ含有するものを除く。但し、砒酸として一〇%以下を含有するものを除く。

三十五 四塩化砒及びこれ含有する製剤

三十六 じまの末

三十七 スルホナル、メチルスルホナル及びこれらのいずれかを含有する製剤

三十八 石炭酸及びこれ含有する製剤。但し、石炭酸五%以下を含有するものを除く。

三十九 硝酸及びこれ含有するものを除く。但し、硝酸一〇%以下を含有するものを除く。

四十 銅酸。但し、雷硝酸を除く。

四十一 トルルエチル、その化合物及びこれ含有するものを除く。

四十二 銅酸。但し、雷硝酸を除く。

四十三 ナトリウム

四十四 鉛化合物。但し、鉛丹、硝酸鉛白及び四エチル鉛を除く。

四十五 ニコチンとして一〇%以下を含有する製剤

四十六 ニトロベンゾール

四十七 二硫化砒及びこれ含有する製剤

四十八 炭酸砒

四十九 バリウム化合物。但し、硫酸バリウムを除く。

五十 パラアミン、その化合物及びこれ含有するものを除く。

五十一 ピクリン酸及びその塩類。但し、爆発薬を除く。

第三項の表中「地方海難審判庁海難審判庁長官を」
「航空保安事務所航空庁長官航空機審判所」に改める。

附則
この省令は、公布の日から施行し、昭和二十五年十二月十二日から適用す。

告 示

●法務府告示第二〇八十八号
左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、旧国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十五年十月二十八日

法務総裁 大橋 武夫

●法務府告示第二〇八十九号
左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、旧国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十五年十月二十八日

法務総裁 大橋 武夫

●法務府告示第二〇九〇号
左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、旧国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十五年十月二十八日

法務総裁 大橋 武夫

●法務府告示第二〇九一号
左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、旧国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十五年十月二十八日

法務総裁 大橋 武夫

●法務府告示第二〇九二号
左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、旧国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十五年十月二十八日

法務総裁 大橋 武夫

●法務府告示第二〇九三号
左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、旧国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十五年十月二十八日

法務総裁 大橋 武夫

本籍 新潟県北蒲原郡本田村大字月岡三百五十番地
住所 北米合衆国カリフォルニア州カンタトン市南ロングビーチンールバード八百六十六番地
大正十年六月十三日 吉原十一郎

本籍 滋賀県知都郡荻原村大字本庄庄二百六十四番地
住所 北米合衆国カリフォルニア州グレンドール東チヌストナツト通百十七
大正九年五月七日 本庄 一典

本籍 大正十二年八月十五日 本庄 国
住所 和歌山県東牟婁郡太地町大字太地三千六百七十九番地
北米合衆国カリフォルニア州ロスアンゼルス郡タミナルアイルランドキヤナリ街二百十七
大正九年十月六日 林 時男

本籍 大正九年十月六日 林 時男
住所 福島県安佐郡常盤町大字司部三百二十五番地
北米合衆国カリフォルニア州パロスベラーズエステイス郵函七百五十一
大正六年三月十日 竹本 正人

本籍 愛知県名古屋市中川区方町字前野四百番地
住所 北米合衆国カリフォルニア州ロスアンゼルス市東六街六百十三
大正六年三月十日 竹本 正人

本籍 新潟県北蒲原郡本田村大字月岡三百五十番地
住所 北米合衆国カリフォルニア州カンタトン市南ロングビーチンールバード八百六十六番地
大正五年二月二十二日 吉原 一ツ

本籍 新潟県北蒲原郡本田村大字月岡三百五十番地
住所 北米合衆国カリフォルニア州カンタトン市南ロングビーチンールバード八百六十六番地
大正五年二月二十二日 吉原 一ツ

本籍 新潟県北蒲原郡本田村大字月岡三百五十番地
住所 北米合衆国カリフォルニア州カンタトン市南ロングビーチンールバード八百六十六番地
大正五年二月二十二日 吉原 一ツ

山田まき江 明治四十三年十二月十一日生
山田 華一 大正三年九月一日生

本籍 福岡県賀茂郡城東村片穂二百七十二番地
住所 北米合衆国カリフォルニア州ベサデナ市北バサデナ街七十番地
大正十年四月二十八日 森田 英雄

本籍 東京府新宿区四谷町三丁目三番地一
住所 北米合衆国カリフォルニア州ロスアンゼルス市南ワレスノ街四百四十七番
大正八年一月二十九日 寺田 君子

本籍 大正八年一月二十九日 寺田 君子
住所 北米合衆国カリフォルニア州ロスアンゼルス市南ワレスノ街四百四十七番
大正十年五月七日 寺田 俊子

●法務府告示第二〇八十三号
左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、旧国籍法第十條の規定によつて、昭和十六年十二月五日日本国籍を離脱した。

昭和二十五年十二月二十八日

法務総裁 大橋 武夫

●法務府告示第二〇八十四号
左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、旧国籍法第十條の規定によつて、昭和十六年十二月五日日本国籍を離脱した。

昭和二十五年十二月二十八日

法務総裁 大橋 武夫

●法務府告示第二〇八十五号
左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、旧国籍法第十條の規定によつて、昭和十六年十二月五日日本国籍を離脱した。

昭和二十五年十二月二十八日

法務総裁 大橋 武夫

●法務府告示第二〇八十六号
左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、旧国籍法第十條の規定によつて、昭和十六年十二月五日日本国籍を離脱した。

昭和二十五年十二月二十八日

法務総裁 大橋 武夫

●法務府告示第二〇八十七号
左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、旧国籍法第十條の規定によつて、昭和十六年十二月五日日本国籍を離脱した。

昭和二十五年十二月二十八日

法務総裁 大橋 武夫

北米合衆国カリフォルニア州ロスアンゼルス郡南ソト街百二十七番
大正十二年五月六日生 中川 清志
大正十三年十月二十八日生 中川 文子

本籍 長野県上伊那郡善輪村大字三丁目町千二百番地
住所 北米合衆国カリフォルニア州ロスアンゼルス市ペンシルベニヤ街千九百一十一番
大正十三年十月二十九日 小沢 敏

本籍 昭和二年八月四日生 小沢 敏
住所 北米合衆国カリフォルニア州ロスアンゼルス市南ワレスノ街四百四十七番
昭和四年二月二十五日生 小沢 敏子

本籍 長野県上田市大字上田六千五百十八番地
住所 北米合衆国カリフォルニア州ロスアンゼルス市南ワレスノ街三百六十一
大正十一年一月二日生 大井 茂子

本籍 大正十一年一月二日生 大井 茂子
住所 山梨県東山梨郡岩手村東組二千二百六十六番地
大正十二年十月六日生 大井 実

本籍 大正十二年十月六日生 大井 実
住所 山梨県東山梨郡岩手村東組二千二百六十六番地
大正十一年十月二十五日生 梅濱 賢治

本籍 大正十一年十月二十五日生 梅濱 賢治
住所 山口県山口市大字吉敷千八百四番地
北米合衆国カリフォルニア州ガーデ市ルット一郵函四百六十の年
大正十一年十二月二日生 河井 清

●法務府告示第二〇八十四号
昭和二十四年十二月一日法務府告示第九十七号(少年刑務所等の特に區別し、場所を男子の特別少年院に充てることに関する告示)の一部を次のように改正する。

昭和二十五年十二月二十八日

法務総裁 大橋 武夫

●法務府告示第二〇八十五号
左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、旧国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十五年十二月二十八日

法務総裁 大橋 武夫

●法務府告示第二〇八十六号
左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、旧国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十五年十二月二十八日

法務総裁 大橋 武夫

●法務府告示第二〇八十七号
左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、旧国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十五年十二月二十八日

法務総裁 大橋 武夫

●法務府告示第二〇八十八号
左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、旧国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十五年十二月二十八日

法務総裁 大橋 武夫

●法務府告示第二〇八十九号
左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、旧国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十五年十二月二十八日

法務総裁 大橋 武夫

●法務府告示第二〇九〇号
左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、旧国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十五年十二月二十八日

法務総裁 大橋 武夫

●法務府告示第二〇九一号
左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、旧国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十五年十二月二十八日

法務総裁 大橋 武夫

●法務府告示第二〇九二号
左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、旧国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十五年十二月二十八日

法務総裁 大橋 武夫

●法務府告示第二〇九三号
左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、旧国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十五年十二月二十八日

法務総裁 大橋 武夫

●法務府告示第二〇九四号
左記の者は、アメリカ合衆国の国籍を有するところ、旧国籍法第十條の規定によつて、日本国籍を離脱した。

昭和二十五年十二月二十八日

法務総裁 大橋 武夫

●大藏省告示第千三百四十九号
 法人の各事業年度の所得の計算上損
 金に算入する寄附金の指しに関する告
 示(昭和二十五年七月大藏省告示第五
 百十号)第三号の規定に基き財団法人
 立命館から寄附金募集に関する届出が
 あつたから、法人税法(昭和二十二年
 法律第二十八号)第九條第三項但書の
 規定に該当する寄附金として次のとお
 り承認した。

昭和二十五年十二月二十八日
 大蔵大臣 池田 勇人

一 募金者の名称 財団法人立命館前
 立五十年記念事
 業事務局

二 募金事務所 京都市上京区広小
 路通寺町東入申御
 室四百二十番地

三 募金の名称 立命館創立五十年
 年記念事業基金募
 集

四 募金の目標額 七千九百万円
 五 承認の年月日 昭和二十五年十二
 月十三日

●大藏省告示第千三百五十号
 法人の各事業年度の所得の計算上損
 金に算入する寄附金の指しに関する告
 示(昭和二十五年七月大藏省告示第五
 百十号)第三号の規定に基き財団法人
 金城女子専門学校から寄附金募集に関
 する届出があつたから、法人税法(昭
 和二十二年法律第二十八号)第九條第
 三項但書の規定に該当する寄附金とし
 て次のとおり承認した。

昭和二十五年十二月二十八日
 大蔵大臣 池田 勇人

一 募金者の名称 財団法人金城女
 子専門学校後援会

二 募金事務所 名古屋市東区白壁
 町四丁目二番地

三 募金の名称 金城学院大学設立
 費募金

四 募金の目標額 五百万円
 五 承認の年月日 昭和二十五年十二
 月十五日

●大藏省告示第千三百五十一号
 附則第十九條第一項の規定により、
 次に掲げる附則機關を在外活動附則機
 關に指定する。

昭和二十五年十二月二十八日
 大蔵大臣 池田 勇人

愛媛銀行
 滋陽中央銀行
 中央信託銀行
 朝鮮信託株式会社
 中国聯合準備銀行
 朝鮮金融聯合會
 大田免株式會社
 滋陽殖産公社
 滋陽重工業開發株式會社
 南洋拓殖株式會社
 北支那開發株式會社
 東洋拓殖株式會社
 外資會社
 南洋興業株式會社
 南方開發會社
 南滿洲鉄道株式會社
 台湾拓殖株式會社
 株式會社華南銀行
 安東輕金屬株式會社
 新東製鐵株式會社
 滿洲製鐵株式會社
 滿洲飛行機製造株式會社
 滿洲輕金屬製造株式會社
 滿洲マシナウム株式會社
 滿洲山岳株式會社
 滿洲山炭鐵株式會社
 龍岡鐵道株式會社
 鶴岡炭鐵株式會社
 西安炭鐵株式會社
 日滿商事株式會社
 滿洲映画協會

滿洲電業株式會社
 滿洲電信電話株式會社
 華北交通株式會社
 南國企業株式會社
 福馬鐵道株式會社
 福馬鐵道株式會社
 南洋森林株式會社
 滿洲自動車製造株式會社
 南拓興業株式會社
 華北電業株式會社
 軍管理開發總務局
 日本商事株式會社
 橫濱正金銀行
 大連船渠鐵工株式會社
 北支那製鐵株式會社
 華北輕金屬株式會社
 山東製鐵株式會社
 南滿洲製鐵株式會社
 大同汽船株式會社
 朝鮮銀行
 株式會社台灣銀行
 株式會社朝鮮銀行
 蓬萊不動産株式會社
 北支那製鐵株式會社
 昭和製鋼株式會社

●文部省告示第千八百十号
 科学研究費交付金等取扱規程(昭和
 二十四年文部省告示第三十二号)第二條
 第一項第六号の規定により、次に掲げ
 る法人である研究機關および法人に附
 設された研究機關を研究機關として指
 定する。

昭和二十五年十二月二十八日
 文部大臣 天野 貞祐

財団法人 応用科学研究所
 応用化学研究所
 大倉山文化科学研究所
 大倉山文化科学研究所
 大原農學研究所
 化学療法研究會化学療法研
 究所
 青山科学研究所

医疾查問研究所
 乙卯研究所
 痛研研究所
 計数研究所
 言語文化研究所
 建設技術研究所
 醫學教育研究所
 国民経済研究協會
 小林理化学研究所
 依木大研究所
 養老科学諸学会連關養老科
 学研究所
 西蔵文化研究所
 政治経済研究所
 世界経済調査會
 大原生物化学研究所
 工業材料研究所
 農畜科学研究所
 協定理化学研究所
 協定理化学研究所
 生活科学研究所
 電氣氣材料材料研究所
 電子科学研究所
 名古屋薬業科学研究所
 服部植物研究所
 服部植物研究所
 福科科学研究所
 物理探査研究所
 防臭研究所
 有機合成化学研究所
 石炭綜合研究所
 大日本ヨウ研究所
 電氣応用研究所
 東洋文庫
 豊田理化学研究所
 長尾研究所
 日仏會館
 日本学校衛生會学校衛生研
 究所
 日本色彩研究所
 日本農業研究所

日本民族學協會
 額田医学生理學研究所
 野口研究所
 野間教育研究所
 三菱経済研究所
 肥後研究所
 民俗学研究所
 整理研究會研究所
 山陽島嶼研究所
 労働心理研究所
 黎明會徳川生物学研究所
 黎明會徳川林政史研究所
 母学會豊川教育研究所
 社団法人 北里研究所
 中国研究所
 中日文化研究所
 ●文部省告示第千八百十一号
 科学研究費交付金等取扱規程(昭和
 二十四年文部省告示第三十二号)第二條
 第四項の規定により、昭和二十六年度
 科学研究助成補助金および科学試験研
 究補助金の交付申請書の提出期限を
 次のように定める。

昭和二十五年十二月二十八日
 文部大臣 天野 貞祐

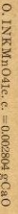
一、科学研究助成補助金 昭和二十六年
 交付申請書提出期限 日午後五時
 二、科学試験研究費補助
 金交付申請書提出期限 昭和二十六年
 二月十日午後五時

●農林省告示第千三百九十七号
 食糧管理法施行令(昭和二十二年政
 令第三三三号)第四條第二の規定に
 基き、昭和二十二年農林省告示第百九
 十六号「食糧管理法の施行に關する件」
 の一部を次のように改める。

昭和二十五年十二月二十八日
 農林大臣 廣川 弘輝

六中(以下)を一、として、
 として次のように加ふる。
 (四) 主要食糧選択購入切符

加温し、〇一規定マシヤン溶液を用いて測定し、その溶液が微紅色を呈して三〇秒以内に消えるものであつてはならない。このつたときを完了点とし、左の式により計算する。



(中)中「供試品二乃至五グラムを」を「供試品二、五グラムを」に、「〇一五規定塩酸液五〇乃至一〇〇cc」を加へ、「〇一五規定」を「〇一〇規定」を加へに改める。

(二)中「 $0.002894 \times MnO_2 \times 100$ 」を「 $0.002894 \times MnO_2 \times 100$ 」に改め。

(三)の次に付して次のように加へる。

(4) りん、礫石中の酸化鉄及びばん土の定量法

供試品の一定量をとり、王水で分解し、供試液の一定量をとり、けい酸分離を行い、ろ液、液中のりん酸が鉄及びアルミニウムに対する相量より少ないときは過量の二〇パーセントりん酸アンモニア液を加へることゝを添めてアンモニア水で

●郵政省告示第四百二十四号

郵政省設置法昭和二十三年法律第百四十四号第十三條第四項の規定に基き、昭和二十六年一月一日から次の郵便局を改称する。

昭和二十五年十二月二十八日 郵政大臣 田村 文吉

現 名 改 称 現 在 位 置 移 位 置

札幌南一條西郵便局 札幌南一條中郵便局 札幌市南一條西二丁目

札幌西工局附郵便局 札幌南一條西郵便局 同八丁目

札幌四山北一郵便局 札幌南一條西郵便局 同北一條西二十二丁目

札幌南六條郵便局 同南六條西二十三丁目

札幌北六條郵便局 同北六條西二十五丁目

札幌北六條郵便局 同北六條西二十五丁目

札幌北六條郵便局 同北六條西二十五丁目

札幌北六條郵便局 同北六條西二十五丁目

札幌北六條郵便局 同北六條西二十五丁目

札幌北六條郵便局 同北六條西二十五丁目

札幌北六條郵便局 同北六條西二十五丁目

札幌北六條郵便局 同北六條西二十五丁目

札幌北六條郵便局 同北六條西二十五丁目

札幌北六條郵便局 同北六條西二十五丁目

札幌北六條郵便局 同北六條西二十五丁目

札幌北六條郵便局 同北六條西二十五丁目

札幌北六條郵便局 同北六條西二十五丁目

札幌北六條郵便局 同北六條西二十五丁目

札幌北六條郵便局 同北六條西二十五丁目

札幌北六條郵便局 同北六條西二十五丁目

札幌北六條郵便局 同北六條西二十五丁目

札幌北六條郵便局 同北六條西二十五丁目

札幌北六條郵便局 同北六條西二十五丁目

札幌北六條郵便局 同北六條西二十五丁目

札幌北六條郵便局 同北六條西二十五丁目

札幌北六條郵便局 同北六條西二十五丁目

札幌北六條郵便局 同北六條西二十五丁目

札幌北六條郵便局 同北六條西二十五丁目



三重県

四日市郵便局

昭和二十六年一月一日から 月五日まで

鹿児島県

枕崎郵便局

昭和二十六年一月十三日から 月十九日まで

愛知県

小坂井郵便局

昭和二十六年一月一日から 月三日まで

東京都

京橋郵便局

昭和二十六年一月三十一日まで

併かに白濁するまで中和し、一モルル、酸アンモニア緩衝液(一、酸アンモニア液をつくり、さく酸でPH四〇に調整したものを)を〇cc加へ、一五〇cc位に稀釈し、水浴上に二時間加熱して、過し、五パーセント硝酸アンモニアの熱溶液で数回洗じようする。この洗でんを熱塩酸で溶かし、この溶液に一〇パーセントのりん酸アンモニア液二〇ccを加へ、前と同様の洗でんを起し、蒸気後ろ過し、洗じようする。この洗でんを過氏六〇乃至八〇度で二時間しやくし、然後秤量し、これを王水に溶かし、結合りん酸をモリブデン酸液で定量し、その差を酸化鉄及びばん土の量とする。

二の次に三として次のように加へる。

三 可溶性りん酸の定量方法は、蒸り水に溶けりりん酸の量と蒸り水に溶けないうりりん酸の量を合計する方法による。

正 誤

昭和二十五年十二月二十五日総理府告示第百四十八号村の境界変更中四一九三段終りから二行「一八六一七九四十九号村の境界変更」一行「大字小泉」は「大字下小泉」のいづれも誤り。 総理府官報報告主任

●郵政省告示第四百二十七号 郵便振替貯金規則(昭和二十三年進信省令第十二号)第四十三條第一項進信省告示第四百十八号(郵便振替貯金規則第四四一條第一号及び第二号)に規定する小切手の受入を取り扱う郵便局(第二号中「帯広市内にある郵便局」の次に「釧路市内にある郵便局」を、)の次に「帯広市を支持地とする小切手」の次に「釧路市を支持地とする小切手」を加へ、昭和二十六年一月一日から施行する。 郵政大臣 田村 文吉

昭和二十五年十二月十九日公布運輸省令第九十四号航空郵便規則(第一條初行「航空行」は「航空行」の、第八條第三号中「航空無線」は「航空無線」に改め、)の、第十二條第一項中「航空行」の、いづれも誤り。 運輸省官報報告主任

昭和二十五年十一月二十四日郵政省告示第百八十五号三男中「四六三六六三六」は「四六三六六三六」の、いづれも誤り。 郵政省官報報告主任

| | |
|------|-------|
| 九〇七三 | 三〇一九〇 |
| 九〇七二 | 三〇一三〇 |
| 九〇七一 | 二六四二〇 |
| 九〇七〇 | 二六四二〇 |
| 九〇六九 | 二六四二〇 |
| 九〇六八 | 二六四二〇 |
| 九〇六七 | 二六四二〇 |
| 九〇六六 | 二六四二〇 |
| 九〇六五 | 二六四二〇 |
| 九〇六四 | 二六四二〇 |
| 九〇六三 | 二六四二〇 |
| 九〇六二 | 二六四二〇 |
| 九〇六一 | 二六四二〇 |
| 九〇六〇 | 二六四二〇 |
| 九〇五九 | 二六四二〇 |
| 九〇五八 | 二六四二〇 |
| 九〇五七 | 二六四二〇 |
| 九〇五六 | 二六四二〇 |
| 九〇五五 | 二六四二〇 |
| 九〇五四 | 二六四二〇 |
| 九〇五三 | 二六四二〇 |
| 九〇五二 | 二六四二〇 |
| 九〇五一 | 二六四二〇 |
| 九〇五〇 | 二六四二〇 |
| 九〇四九 | 二六四二〇 |
| 九〇四八 | 二六四二〇 |
| 九〇四七 | 二六四二〇 |
| 九〇四六 | 二六四二〇 |
| 九〇四五 | 二六四二〇 |
| 九〇四四 | 二六四二〇 |
| 九〇四三 | 二六四二〇 |
| 九〇四二 | 二六四二〇 |
| 九〇四一 | 二六四二〇 |
| 九〇四〇 | 二六四二〇 |
| 九〇三九 | 二六四二〇 |
| 九〇三八 | 二六四二〇 |
| 九〇三七 | 二六四二〇 |
| 九〇三六 | 二六四二〇 |
| 九〇三五 | 二六四二〇 |
| 九〇三四 | 二六四二〇 |
| 九〇三三 | 二六四二〇 |
| 九〇三二 | 二六四二〇 |
| 九〇三一 | 二六四二〇 |
| 九〇三〇 | 二六四二〇 |
| 九〇二九 | 二六四二〇 |
| 九〇二八 | 二六四二〇 |
| 九〇二七 | 二六四二〇 |
| 九〇二六 | 二六四二〇 |
| 九〇二五 | 二六四二〇 |
| 九〇二四 | 二六四二〇 |
| 九〇二三 | 二六四二〇 |
| 九〇二二 | 二六四二〇 |
| 九〇二一 | 二六四二〇 |
| 九〇二〇 | 二六四二〇 |

九〇二一 一五〇九〇
九〇二二 二四四三〇
九〇二三 一八八七〇
九〇二四 一八八七〇

○工場財団

東京都市計画局 有楽町一丁目三番地
二東電気株式会社 東京都港区西
芝浦四丁目一番地所在の東京電気株式
会社電氣工場に属する建築物工作物並に
機械器具に対し工場財団組織のため所
有権存続登記の申請があったので右財
団に属すべき動産に付権利を有する者
又は差押、仮差押若しくは仮処分等の債
權者は公告掲載の日より三十二日以内
に其の権利を消滅し申出られたい。
但し、工場財団に属すべきものの
目録は当行に備付あり関係者の閲覧
に供す。
昭和二十五年十二月二十八日
東京労働局芝田出張所

東京都市中央区 新町三丁目一番地高砂
工業株式会社から東京電気株式工場大
字第七百八十八番地所在の乾電池工場に
属する工作物並に機械器具等に対し
工場財団組織のため所有権存続登記の申
請があったから右財団に属すべき動産
につき権利を有する者又は差押、仮差
押若しくは仮処分等の債權者は昭和二十六年
一月二十六日迄にその権利を当行に申
出られたい。
但し、工場財団に属すべきものの
目録は当行に備付あり関係者の閲覧
に供す。
昭和二十五年十二月二十八日
前橋地方裁判場出張所

神戸市東区 区役所 一丁目三番地
の株式会社神戸製鋼所より兵庫東明
石都大久保町田中七番田一三番地
同社大久保工場に属する建築物機械
器具に対し新しい他ものを財団に属せ
しめたるに對しその登記の申請があつた
から同財団に属すべき動産について権利
を有する者又は差押、若しくは仮処分
の債權者は本公告掲載の日より三十二
日以内にその権利を当行に申出られた
い。

但し、工場財団に属すべきものの
目録は当行に備付してあるから関係
者の閲覧に供す。
昭和二十五年十二月二十八日
神戸地方裁判場石支局

○有権者申出公告

札幌市苗穂町三六番地雪印乳業株式
会社より既設工場財団に對し札幌市
苗穂町三六番地、勇振郡安平村字五
来五百八十五番地、夕張市本町五
丁目二十七番地、勇振郡安平村字淺
幸町九百七十七番地、釧路市釧路町
千七百八十八番地、沙流郡日高村字高
四百二十二番地、有珠郡伊達町山下
四百六十六番地、宗谷郡幸町七十二番
地、虻田郡倶知安町南四條二丁目二
十八番地、空知郡雄勝町字富土見百三
五番地、空知郡虻田町字空地四九九
五番地、亀田郡虻田村字本町七番地上
磯部水戸町字本町六百七十二番地、
三、洞爺郡深川町字メム七十二番地、
天塩郡幌根村字源土、百六番地、枝幸
郡領別百五十四番地、網走市綾町五番
地、所在の同会社工場に關する土地建
物並に機械器具等に対し新しい工場財
団組織の申請があつたから右財団に属
すべき動産について権利を有する者
又は差押若しくは仮処分等の債權者
は公告掲載の日より三十二日以内に
其の権利を当行に申出られたい。
但し、工場財団に属すべきものの
目録は当行に備付あり関係
者の閲覧に供す。
昭和二十五年十二月二十八日
札幌法務局

亡当行所属会費永原吳人の身元保
証金課請求未納が生じたので右保証
金の上に権利を有する者は昭和二十六
年七月三十一日迄に当行へ申出られた
い。
昭和二十五年十二月十九日
山口地方裁判局

大藏省公告

○收容貨物
左記米穀貨物は、收容後三箇月以上
を経過したから、開国法、明治三十二
年法律第六十七号、第五十條第一項の
規定によつて公告す。
昭和二十五年十二月二十八日
神戸税關

○收容貨物

收容種類 箇 數
七 洗たく石けん 四本
八 中華ソーめん 五二〇匁
九 毛糸 一ポンド
一〇 朝鮮人蓆 一四五匁
一一 パインナップ 一かん
一二 バイナング 一〇かん
一三 かん詰 一〇かん
一四 注射薬(ホルモ 一四アンプル
ン劑)

文部省公告

昭和二十六年度科学研究
助成補助金及び科学試験
研究費補助金の交付申請
受付公告
今向科学研究助成補助金および科学
試験研究費補助金の交付申請書の受付
を開始いたします。申請者は、左記の
点に留意して下さい。
一、交付の対象
1 機関に所属していても次の各項
に該当する者
イ 民間の研究所(科学研究費交
付金の対象となつてゐるもの
を除く)、または学協会等に属し
てゐる研究者(但し、當科法人
の調査研究の機関に所属して
ゐる研究者は除く)
ロ 同僚、博修、公民館など
に勤務して研究を行つてゐる者
ハ 高等学校、中学校、小学校、
幼稚園、盲学校、ろう学校、養

護学校の教員で研究を行つて
ゐる者
ニ 前記以外の公務員及び会社員
で研究を行つてゐる者(但し、
この場合その機関で当然行ふ
べき研究事項については申請す
ない。)
ホ 著名教授、大学院または大学
研究所の学生、特別研究奨励生

二、申請の方法
所定申請書類を昭和二十六年一
月三十一日午後五時までに文部省に
提出する。
右の期日に遅れたものは受け付
けられない。
なお、人文科学研究費補助金及び
科学研究費交付金の名称は昭和二
十六年度から廃止する。
科学試験研究費補助金
一、交付の対象
わが国の現状から見ても緊急かつ重
要な諸問題を急進に解決するために
役立つ基礎的設備の応用研究
に、左の研究は交付の対象とな
らない。
1 文部省以外の他の省所管の国立
の研究機関に所属する者が主任研
究者となつてゐる研究
2 主として文部省以外の他の省所
管の国立の研究機関で行われる研
究

二、申請の方法
所定の申請書類を昭和二十六年二
月十日午後五時までに文部省に提出
する。
右の期日に遅れたものは受け付
けられない。
なお、要領研究課題という特定の
研究課題に對する申請方法は、昭和
二十六年度は廃止する。
もし以上の研究費について不明な事
項があれば本省大学学術局研究助成課
まで面会したい。
昭和二十五年十二月二十八日
文部省

運入輸省公告

○鐵道財團
岩手開業鐵道株式會社から所屬鐵道
盛、日頃市間に對し鐵道抵当法により
公設された鐵道を組織し、申請が認められ
て、その鐵道財團に歸属すべきものと
す。右の者に對し利害關係人照會進の申
立により當裁判所は昭和二十五年十一
月二十八日浪費者として濫禁治産の宣
告をした。

建設省公告

○土地收用公告第二十号
土地收用公告第二十号
左の事業に對し土地收用法により土地を
收用することができ、そのものと認定す
る。

右公告する。
昭和二十五年十二月二十八日
建設大臣 増田甲子七
○土地收用公告第二十号
左の事業に對し土地收用法により土地を
收用することができ、そのものと認定す
る。

裁判所公告

○濫禁治産宣告
本籍並びに住所茨城縣那珂郡石神
村大字神三 二六番地
明治三十三年十一月一日生
右の者に對し利害關係人照會進の申
立により當裁判所は昭和二十五年十一
月二十八日浪費者として濫禁治産の宣
告をした。

○公示 送達
被告氏名 難 波
右の者に對する詐欺報告事件につい
て、昭和二十六年三月一日午前十時に
公判を開廷するから、當裁判所第一号
法廷に出頭された。

被告氏名 山河 鏡瀧
右の者に對する詐欺報告事件につい
て、昭和二十六年三月一日午前十時に
公判を開廷するから、當裁判所第一号
法廷に出頭された。

裁判所公告

被告氏名 王守仁
右の者に對する詐欺報告事件につい
て、昭和二十六年三月一日午前十時に
公判を開廷するから、當裁判所第一号
法廷に出頭された。

被告氏名 知念 正得
右の者に對する詐欺報告事件につい
て、昭和二十六年三月一日午前十時に
公判を開廷するから、當裁判所第一号
法廷に出頭された。

被告氏名 南 勇吉
右の者に對する詐欺報告事件につい
て、昭和二十六年三月一日午前十時に
公判を開廷するから、當裁判所第一号
法廷に出頭された。

裁判所公告

被告氏名 田田 勇
右の者に對する詐欺報告事件につい
て、昭和二十六年三月六日午前十時に
公判を開廷するから、當裁判所第一号
法廷に出頭された。

被告氏名 鄭 雨人 峯
右の者に對する詐欺報告事件につい
て、昭和二十六年三月三日午前十時に
公判を開廷するから、當裁判所第一号
法廷に出頭された。

被告氏名 中山万太郎
右の者に對する詐欺報告事件につい
て、昭和二十六年三月六日午前十時に
公判を開廷するから、當裁判所第一号
法廷に出頭された。

裁判所公告

被告氏名 深谷 登治郎
右の者に對し申立人から失踪宣
告の申立があつたから不在者は昭和二十
六年七月十日午前十時までに當裁判
所に生存の届出をされた。

被告氏名 安藤 市三
右の者に對し申立人より失踪宣告
の申立があつたから不在者は昭和二十
六年六月十七日午前十時迄に當裁判
所に生存の届出をされた。

被告氏名 安藤 市三
右の者に對し申立人より失踪宣告
の申立があつたから不在者は昭和二十
六年六月十七日午前十時迄に當裁判
所に生存の届出をされた。

解散公告(第一回)

当社は昭和二十五年九月十一日臨時株主總會の決議により解散したることを...

解散公告(第二回)

当社は昭和二十五年十一月二十三日臨時株主總會の決議により解散したることを...

解散公告(第三回)

当社は昭和二十五年十二月二十三日臨時株主總會の決議により同日解散したることを...

解散公告(第四回)

当社は昭和二十五年十二月二十三日臨時株主總會の決議により同日解散したることを...

解散公告(第五回)

当社は昭和二十五年十二月二十三日臨時株主總會の決議により同日解散したることを...

解散公告(第一回)

当社は昭和二十五年九月二十五日臨時株主總會の決議により解散したることを...

解散公告(第二回)

当社は昭和二十五年十一月二十三日臨時株主總會の決議により同日解散したることを...

解散公告(第三回)

当社は昭和二十五年十二月二十三日臨時株主總會の決議により同日解散したることを...

解散公告(第四回)

当社は昭和二十五年十二月二十三日臨時株主總會の決議により同日解散したることを...

解散公告(第五回)

当社は昭和二十五年十二月二十三日臨時株主總會の決議により同日解散したることを...

解散公告(第一回)

当社は昭和二十五年十月三十日臨時株主總會の決議により解散したることを...

解散公告(第二回)

当社は昭和二十五年十一月二十三日臨時株主總會の決議により同日解散したることを...

解散公告(第三回)

当社は昭和二十五年十二月二十三日臨時株主總會の決議により同日解散したることを...

解散公告(第四回)

当社は昭和二十五年十二月二十三日臨時株主總會の決議により同日解散したることを...

解散公告(第五回)

当社は昭和二十五年十二月二十三日臨時株主總會の決議により同日解散したることを...

解散公告(第一回)

当社は昭和二十五年十一月二十三日臨時株主總會の決議により同日解散したることを...

解散公告(第二回)

当社は昭和二十五年十二月二十三日臨時株主總會の決議により同日解散したることを...

解散公告(第三回)

当社は昭和二十五年十二月二十三日臨時株主總會の決議により同日解散したることを...

解散公告(第四回)

当社は昭和二十五年十二月二十三日臨時株主總會の決議により同日解散したることを...

解散公告(第五回)

当社は昭和二十五年十二月二十三日臨時株主總會の決議により同日解散したることを...

解散公告(第一回)

当社は昭和二十五年十二月二十三日臨時株主總會の決議により同日解散したることを...

解散公告(第二回)

当社は昭和二十五年十二月二十三日臨時株主總會の決議により同日解散したることを...

解散公告(第三回)

当社は昭和二十五年十二月二十三日臨時株主總會の決議により同日解散したることを...

解散公告(第四回)

当社は昭和二十五年十二月二十三日臨時株主總會の決議により同日解散したることを...

解散公告(第五回)

当社は昭和二十五年十二月二十三日臨時株主總會の決議により同日解散したることを...

合併公告 左記甲乙丙合社は昭和二十五年十二月二十日各株主總會の決議により合併し...

貸借対照表 (昭和二十五年十月三十一日現在) 資本金 五〇〇〇〇〇〇〇〇 負債 五〇〇〇〇〇〇〇〇

貸借対照表 (昭和二十五年十一月三十日現在) 資本金 五〇〇〇〇〇〇〇〇 負債 五〇〇〇〇〇〇〇〇

